

社会福祉法人つつじ会  
石巻蛇田在宅ケアステーション  
重 要 事 項 説 明 書

- 当事業所は、宮城県より介護保険の指定を受けております。  
介護保険事業所番号 0470200320  
指定年月日 平成13年6月1日
- 当事業所は、原則として、要介護並びに要支援と認定された契約者（利用者）に訪問介護サービスの提供をいたします。
- 事業所の概要や提供するサービスの内容及び契約上ご注意いただきたいことを次のとおりご説明いたします。

## 目次

第1	事業者	3
第2	事業所の概要	3
1	事業所の種類	3
2	事業所の目的	3
第3	運営の方針	3
第4	事業所の名称及び所在地等	3
1	事業所の名称	3
2	事業所の所在地	3
3	電話番号等	3
4	管理者	3
5	開設年月日	3
6	事業の実施地域	3
第5	職員の職名、職務及び職員数	3・4
第6	営業日及び営業時間	4
第7	訪問介護の内容及び利用料等	4
1	訪問介護	4・5
2	訪問介護相当サービス(独自)	5
3	利用の中止	5
4	費用の支払い	5
5	緊急時加算	5
6	初回加算	5
7	職員待遇改善加算	6
第8	緊急時及び事故等における対応方法	6
第9	職員の研修等	6
1	採用時研修	6
2	継続研修	6
3	外部研修	6
第10	虐待防止に関する事項	6
第11	業務継続計画の策定等	6
第12	秘密保持等	6
第13	苦情受付の窓口等	7
第14	第三者評価の実施状況	7

## 第1 事業者

- |         |                    |
|---------|--------------------|
| 1 法人名   | 社会福祉法人つつじ会         |
| 2 法人所在地 | 宮城県石巻市蛇田字小斎 61 番地1 |
| 3 電話番号  | 0225-22-6201       |
| 4 代表者氏名 | 理事長 土井 一美          |
| 5 設立年月日 | 平成13年6月1日          |

## 第2 事業所の概要

- |          |   |                 |
|----------|---|-----------------|
| 1 事業所の種類 | 指定訪問介護事業所   | 平成13年6月1日       |
|          |   | 宮城県第0470200320号 |
|          | 指定訪問介護相当サービス事業所   | 平成30年4月1日       |
|          |   | 宮城県第0470200320号 |
| 2 事業所の目的 | 当事業所は、介護保険法令に従い、利用者本人契約者(以下「利用者」というが、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営む事ができるように支援することを目的として、利用者に訪問介護サービスを提供いたします。 |                 |

### (運営方針)

## 第3 事業所の運営方針は次の各号のとおりとする。

- 1 訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、「日常生活の基本動作がほぼ自立し、状態の維持・改善可能性の高い」軽度の状態に即した自立支援と「目標指向型」のサービス提供を推進する観点から、ケアマネジメントの徹底を図るものとする。

## 第4 事業所の名称及び所在地等は次の各号のとおりとする。

- |           |                                 |
|-----------|---------------------------------|
| 1 事業所の名称  | 石巻蛇田在宅ケアステーション                  |
| 2 事業所の所在地 | 宮城県石巻市蛇田字小斎 61 番地1              |
| 3 電話番号等   | 0225-22-6201 FAX 0225-93-5634   |
| 4 管理者     | 吉田 明美                           |
| 5 開設年月日   | 平成13年6月1日                       |
| 6 事業の実施地域 | 通常の実施地域は、別紙に掲げる石巻市・東松島市矢本地区とする。 |

### (職員の職名、職務及び職員数)

## 第5 事業所に勤務する職員の職名、職務及び職員数は次表のとおりとする。

職名	職務	職員数
管理 者	職員及び業務を一元的に行うとともに、職員に事業に関する法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。(軽費老人ホームケアハウス小斎施設長兼務)	1名
サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護計画書等の作成、変更等を行い、利用の申込に係る調整を行う。</li> <li>利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関するここと。</li> <li>訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。</li> <li>訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。</li> </ul>	3名
訪問介護員	訪問計画書に基づき、利用者の日常の援助を行う。 (サービス提供責任者兼務3名)	8名以上

(営業日及び営業時間)

第6 事業所の営業日及び営業時間は、次表のとおりとする。

営業日	月曜日から金曜日までとする。ただし、原則として12月30日から1月3日までを除く。
営業時間	原則として午前7時30分から午後19時30分までとする。
緊急体制	電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第7 指定訪問介護の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとします。

1 訪問介護の内容（要介護1から5の利用者）

(1) 身体介護

- 身体に直接接觸して行う介助

　<例>起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭  
入浴介助、体位交換、服薬介助、通院介助など

- 自立支援のための見守り的援助

　<例>利用者と一緒に手助けしながら行う調理、入浴、更衣の見守り、ベットの出入り時など自立を促すための声掛け、移動時に転倒しないように側について歩

く、車椅子での移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるように援助、洗濯物と一緒に干したりたたんだりする、いっしょに冷蔵庫のなかの整理等を行う等

## (2) 生活援助

- ・家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行う。  
　　＜例＞調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理など

## 2 訪問介護相当サービス（独自サービス）の内容

（事業対象者、要支援1・要支援2の利用者）

- ・身体介護や生活援助内容は訪問介護の内容と同じ。1回あたりの援助時間は45分以内を目安とする。

## 3 介護保険を利用できないサービス内容

- (1) 身体介護・・・リハビリテーション、マッサージ、医療行為、代筆、利用者の安否確認、単なる見守り、話し相手、理美容、趣味趣向のための外出介助など
- (2) 生活援助・・・本人不在時のサービス、利用者以外の家族等に係る援助、日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為、来客の対応、商品の販売や農作業等の援助的な行為、預金の入金、出金など

## 4 石巻圏域・東松島市矢本地区に規定する通常の実施地域を越えて行う訪問介護に要した交通費（運賃）は、その実費の支払いを求めます。ただし自動車を使用した場合の交通費として、事業所から片道おおむね10キロを超えた場合は100円を頂きます。

## 5 利用キャンセルについて、前日までの中止は無料とし、当日の利用中止は通常料金をいただきます。ただし、利用者様が緊急を要する事態の場合はこの限りではありません。訪問介護相当サービス（独自）は除きます。

## 6 緊急訪問介護

利用者又はその家族からの緊急な要請に基づき、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者が指定居宅支援事業所と協議した結果、訪問が必要と認められ、緊急に訪問介護を行なった場合、緊急時加算（100単位）をいただきます。

ただし介護予防訪問介護は除きます。

## 7 初回加算

指定訪問介護事業所において、新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対し、初回に属する月にサービス提供責任者が同行した場合については所定単位数に初回加算として（200単位）介護給付費に加算されます。

## 8 介護職員処遇改善加算

令和6年6月より「介護職員処遇改善加算（I）」として一本化され、介護給付利用単位に24.5%加算させていただきます。

(緊急時及び事故等における対応方法)

第8 介護サービスを実施中に利用者の病状に急変、並びに事故、その他緊急事態が発生した場合は、事故発生及び緊急対応マニュアルに基づき、速やかに必要な措置を講じます。

(職員の研修等)

第9 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 2 継続研修 随時
- 3 外部研修 随時
- 4 新人研修 随時

(虐待防止に関する事項)

第10 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

虐待防止に関する責任者	管理者 吉田 明美
石巻蛇田在宅ケアステーション	連絡先 0225-22-6201

(業務継続計画の策定等)

第11 事業所は感染症や非常災害時において、利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という、を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2. 事業所は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(秘密保持等)

第12 秘密保持等

1 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

本事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員との雇用契約において必要な措置を講じております。

2 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文書によりいただきます。

(苦情受付の窓口等)

第13 事業者は苦情受付窓口を以下のように設置する。

1 苦情受付窓口 (担当者)

管 理 者	吉 田 明 美
サービス提供責任者	佐々木 なみ子
	佐 藤 あけみ
	佐々木 知 子

第三者委員

渡邊 末男	石巻市向陽町2丁目22-17	(0225) 94-3040
笹川伊津子	石巻市向陽町1丁目16-4	(0225) 93-0335
木村百合子	石巻市あけぼの3丁目4-5	(0225) 95-7253

2 行政機関等の苦情窓口

石巻市介護保険担当課	受付時間	月曜日から金曜日
		午前8時30分から午後5時
	電話番号	(0225) 95-1111
	F A X	(0225) 92-5791

国民健康保険団体連合会	受付時間	月曜日から金曜日
		午前8時30分から午後5時
	電話番号	(022) 222-7700
	F A X	(022) 222-7260

宮城県社会福祉協議会	受付番号	月曜日から金曜日
		午前8時30分から午後5時
	電話番号	(022) 225-8476
	F A X	(022) 265-4469

(第三者評価受審の有無)

第12 第三者評価受審の実施・・・無

令和 年 月 日

以上指定訪問介護サービス及び指定訪問介護相当サービスの提供にあたり、利用者及び代理人に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

説明者 所在地 石巻市蛇田字小斎 6 1 番地 1  
名 称 石巻蛇田在宅ケアステーション

職、氏名 管理者 吉 田 明 美 印

本書面により、上記の者から指定訪問介護サービス及び指定訪問介護相当サービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(利用者との関係 )

